

会員各位

(一社) 長野県理学療法士会
会長 佐藤 博之
(公印省略)

令和 5 年度 臨時総会の報告

謹啓、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 5 年 12 月 7 日に臨時総会を開催し『令和 6 年度（2024 年度）からの会費減額および定款細則の改定の承認を求める件』について審議を行い、採決されましたことをご報告いたします。

下記に、臨時総会の詳細と承認されました内容を記載いたします。ご確認の上、施設代表者の方は所属会員の方に周知して頂きますようお願い申し上げます。在会会員の確認方法につきましては、同封しました「協会在会会員の確認方法」をご確認下さい。

謹白

記

開催日：令和 5 年 12 月 7 日（木） 18：30～19：00

開催場所・方法：長野県理学療法士会事務局 Web 会議ツール『zoom』によるオンライン開催

総会出席人数： 会場出席者 7 名 Web 出席者 20 名 委任状 1,454 通 合計 1,481 名

会員総数： 2,226 名（令和 5 年度 12 月 1 日現在）

一般社団法人長野県理学療法士会定款 3 章 20 条により、臨時総会は成立した。

議案内容：令和 6 年度(2024 年度)からの会費減額および定款細則の改定の承認を求める件

採決結果：別段の質問、異議はなく、過半数の賛成により可決された。

議案の可決により 定款細則 III 会費に関する項 が以下のようになります。

一般社団法人長野県理学療法士会 定款細則 III 会費に関する項

1. 本会の会費は年額 10,000 円とする。ただし、2024 年度より 5 年間、既存会員の年会費を 1000 円下げる。
2. 入会 1 年目の会費は年額 5,000 円とする。
3. 会費の納入は、当年度入会者を除き前年度の 3 月末日までとする。
4. 名誉会員は定款 8 条 3 項に基づき会費を徴収しない。
5. 賛助会員の会費については、別に定めた規程によるものとする。
6. 休会中の会員からは会費を徴収しない。
7. 育児休業、シニア会員（当該年度で満 65 歳以上の会員）等の会費については、別に定める規程により減免することができる。
8. 正会員の会費、賛助会費に関しては総会の承認を得なければならない。

以上

【財務部よりお知らせ】

本会の会費は、日本理学療法士協会の年会費とともに、協会にて代行徴収されます。つきましては、1 月に協会より各会員へ送付される「次年度会費の通知」において、「長野県理学療法士会 年会費 請求額 9,000 円」であることをご確認ください。